第4章 子ども・若者の健康と安全

第1節 健康

1. 子どもの体格

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

平成23年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重および座高の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

身長(cm) 体重(kg) 性別 学校 学年 年齢 平均値 平均値 平均值 1歳上との格差 1歳上との格差 1歳上との格差 5歳 2.6 2.9 2.8 3.1 幼稚園 110.4 6歳 64.9 1年生 116.7 6.6 21.3 2.7 2.5 2年生 68.0 7歳 123.3 5.1 24.2 3年生 8歳 128.4 4.8 26.9 2.8 70.5 1.7 小学校 3.7 4年生 133,2 5.9 72.2 2.9 9歳 29.7 男 2.4 5年生 10歳 139.1 5.7 33.4 4.4 75.1 3.5 3.6 6年生 <u>11歳</u> 144.8 37.8 5.3 77.5 子 1年生 12歳 1521 431 40 810 6.6 中学校 2年生 13歳 158.7 6.4 47.1 6.6 84.6 3.4 3年生 14歳 165.1 3.4 53.7 5.4 88.0 0.7 15歳 591 90.7 168.5 14 18 高等学校 2年生 16歳 169.9 1.3 60,9 2.0 91.4 0.9 17歳 5歳 3年生 171.2 62.9 3,2 2,5 幼稚園 109.2 18.2 61.4 2.4 1 年生 6歳 115.9 5,6 20,9 64.6 2年生 2.8 2.8 5.8 121.5 23.3 67.1 7歳 3年生 3.9 3.0 8歳 127.3 6.6 26.1 69.9 小学校 4年生 3.9 72.9 3.3 9歳 133.9 6.7 30.0 5年生 5.2 76.2 女 10歳 140.6 6.9 33.9 3.5 <u>4</u>.5 79.7 6年生 39.1 3,8 25 11歳 147.5 子 1年生 12歳 152,0 3.3 42.9 3.5 82.2 1.9 中学校 2年生 13歳 155.3 1.7 46.4 2.6 84.1 1.0 3年生 14歳 157.0 49.0 85.1 0.6 . 15歳 1577 04 510 13 02 857

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差

(資料) 滋賀県総合政策部統計課「平成23年度学校保健統計調査結果」より

158.1

1584

16歳

ア身長

高等学校

2年生

3年生

男子の各年齢間の身長差は、11歳と12歳の間が7.3cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が1.3cmと最も小さくなっています。

0,3

52.3

0.4

85.9

0.6

また、女子の各年齢間の身長差は10歳と11歳の間が6.9 c mと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.3 c mと最も小さくなっています。

なお、23年度調査の身長で過去最高値または同数値となった年齢は、男子の7歳および女子の9歳と11歳でした。

イ 体重

男子の各年齢間の体重差は、13歳と14歳の間が6.6 kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が1.8 kgと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が5.2kgと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.4kgと最も小さくなっています。

なお、23年度調査の体重で過去最高値または同数値となった年齢は、男子の7歳でした。

ウ 座高

男子の各年齢間の座高差は、12歳と13歳の間が3.6cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が 0.7cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の座高差は、10歳と11歳の間が3.5cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が 0.2cmと最も小さくなっています。

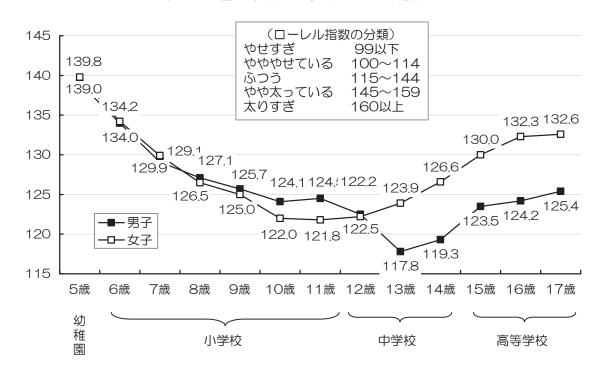
なお、23年度調査の座高で過去最高値または同数値となった年齢は、男子の7歳と15歳および女子の10歳、11歳、17歳でした。

(2) ローレル指数

ローレル指数とは、幼児、児童および生徒の体型や肥満状態を表す指数で、

ローレル指数 =
$$\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(cm)}^3} \times 10^7$$

で求められます。これは、学年全体の傾向や年次推移など集団の傾向を表すのに多く用いられます。この指数を男女別に年齢的変化を比較すると、男女ともほぼ同じ値で幼年期から下降していきますが、中学生になる頃から次第に男女の特性が顕著に現れ、とりわけ女子の場合、指数は大きく上昇しています。



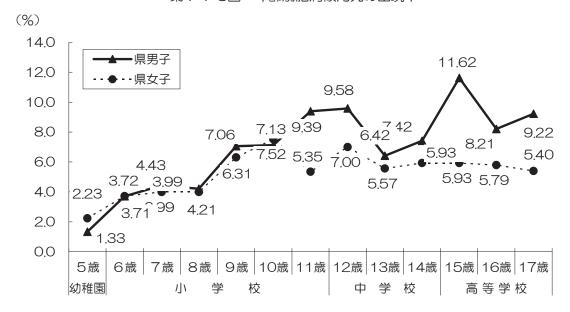
第4-1-2図 年齢別・男女別ローレル指数

(資料)滋賀県総合政策部統計課「平成23年度学校保健統計調査結果」より

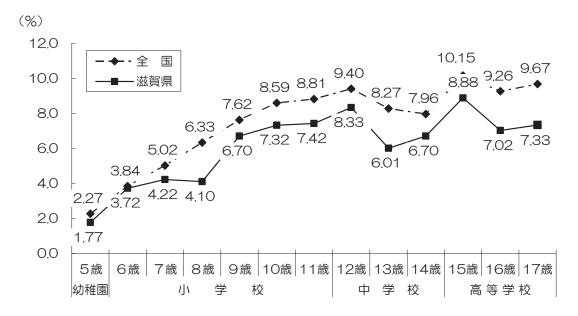
2. 肥満・やせの状況

肥満者の割合は20歳以上の男性の約3割、女性の約2割に、やせの者の割合は20歳代の男性の約1割、女性の約3割にありますが、このような問題は子どもにも共通していると言われています。本県でも以前は、児童・生徒の肥満傾向が指摘されていましたが、肥満傾向児の出現率は全国平均と比較して低くなっています。

一方、痩身傾向児の出現率は、男女とも全国平均を上回る学年が多く、男子は15歳、女子は13歳で最も高くなっています。思春期の過度の痩身願望によって、将来的に健康への深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。



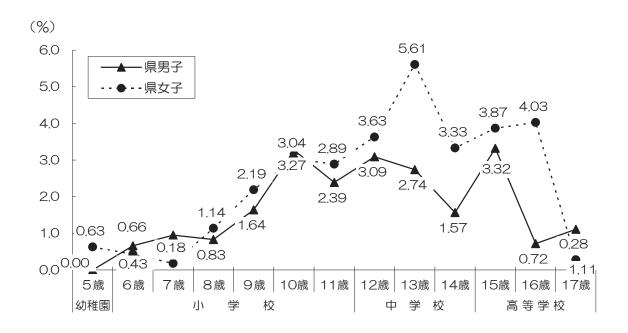
第4-1-3図 年齢別肥満傾向児の出現率

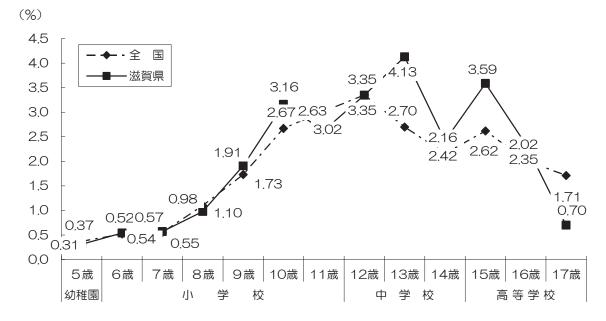


(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。 肥満度=(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100(%)

(資料)文部科学省「平成23年度学校保健統計調査」より

第4-1-4図 年齢別痩身傾向児の出現率



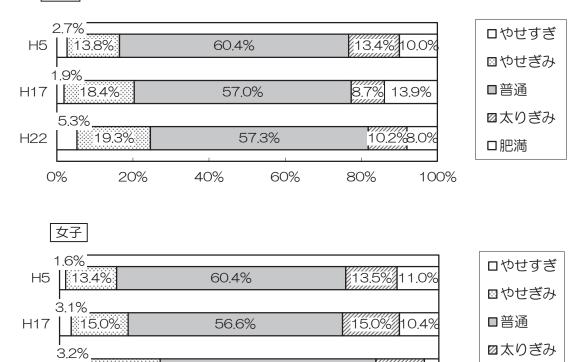


(注) 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。 肥満度=(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100(%)

(資料) 文部科学省「平成23年度学校保健統計調査」より

第4-1-5図 体型の年次推移(6~14歳)(全国)

男子



(注) 肥満度判定において、やせすぎ: -20%未満、やせぎみ: -20%以上-10%未満、普通: 以上10%未満、太りぎみ: 10%以上20%未満、肥満: 20%以上の者としている。

60%

56.9%

12.8%

100%

80%

□肥満

(資料) 厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」より

40%

23.3%

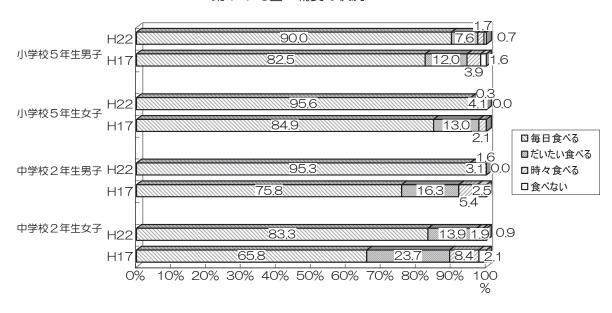
20%

H22

0%

3. 朝食の欠食

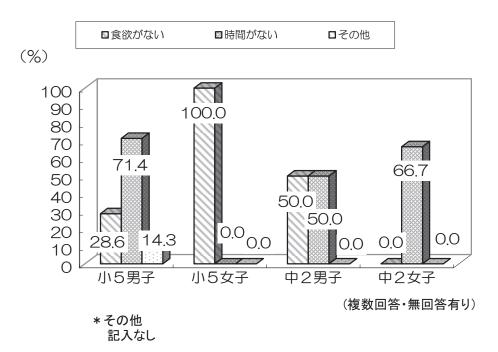
小学生および中学生の朝食の状況を見ると、平成22年では、平成17年と比べると、朝食を「毎日食べる」小中学生の割合が増えています。特に、中学生の「毎日食べる」割合が増えています。



第4-1-6図 朝食の状況

(資料) 滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

朝食を食べない理由としては、小・中学生とも「食欲がない」「時間がない」があげられています。

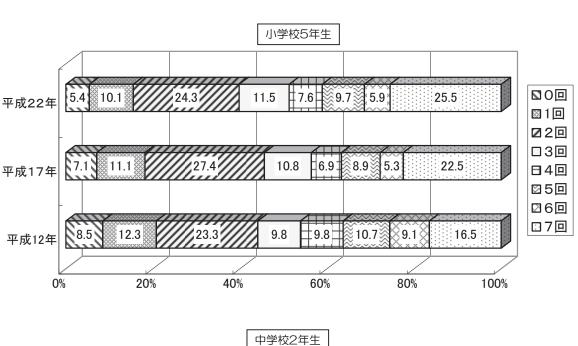


第4-1-7図 朝食を食べない(時々食べる)理由

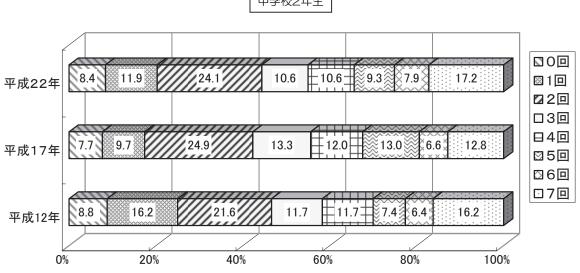
(資料)滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

4. 家族との食事

家族そろって夕食をとる頻度についてみると、平成22年では、小学成、中学生ともに、週3回以下の割合が、週4回以上の割合より高くなっています。しかし、平成12年、17年、22年を比較すると、毎日そろって食べる(週7回)割合は、小学生が増加し、中学生は減少傾向から転じて増加しています。



第4-1-8図 1週間のうち家族そろって夕食をとる頻度



(資料)滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

第2節 災害・事故

1. 交通事故

(1)年齡別発生状況

平成23年中の子ども(中学生以下)の死者数は1人、傷者数は802人で、前年と比べて死者数は 同数、傷者数は97人減少(減少率10.8%)しています。

高校生は死者数1人、傷者数291人で、前年に比べて死者数は1人増加、傷者数は76人減少(減少率20.7%)しています。

0~24歳の年齢層では、死者数は7人で前年より1人減少(減少率12.5%)、傷者数は2,733 人で352人減少(減少率11.4%)しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

単位(人)

													半1	
		昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
	幼児・園児	13	5	9	4	2	4	1	3	2	0	0	1	1
死	小 学 生	4	6	5	2	0	1	0	2	Ο	0	Ο	0	Ο
	中 学 生	3	1	Ο	1	1	Ο	1	1	Ο	0	Ο	0	Ο
	高 校 生	9	7	6	4	4	4	4	1	1	1	0	0	1
者	0 ~ 19 歳	46	38	33	30	26	25	11	11	6	6	1	2	2
	20 ~ 24 歳	-	11	11	24	21	23	20	11	4	6	1	6	5
	幼児・園児	588	403	383	297	210	264	288	285	260	207	257	219	194
傷	小 学 生		337	441	369	332	381	363	416	411	382	422	409	367
	中 学 生	154	79	106	169	173	175	221	245	239	232	256	271	241
	高校 生	239	340	250	299	304	347	435	368	404	375	340	367	291
者	0 ~ 19 歳	3,405	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	1,952	1,877	1,760	1,780	1,759	1,519
	20 ~ 24 歳	-	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,724	1,632	1,473	1,380	1,326	1,214

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

(2) 状態別発生状況

子ども(中学生以下)の死傷者数は、自転車乗用中が325人(子ども全死傷者数の40.5%)、自動車同乗中が342人(42.6%)、歩行中が129人(16.1%)となっています。

高校生の死傷者数は、自転車乗用中が185人(高校生全死傷者数の63.4%)と最も多く、次いで自動車同乗中の49人(16.8%)となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数(平成23年)

単位(人)

$\overline{}$					L	/. +		<u></u>	10			<u> </u>	4	_	2	<u></u>	44-	-	1.	_	4-	_	_=	11/	
	_		_	杉	交種	_	<i>)</i> L	・ 遠	児			学	生	中	_	学	生	回	_	交	生	合			計
状態	態別		_	<u></u>	/	死	者	傷	者	死	者	傷	者	死	者	傷	者	死	者	傷	者	死	者	傷	者
	対	面	通	行	中				1				4								1				6
	背	面	通	行	Ф												6				9				15
步		横	断	步	道				4				19				2				2				27
	横	横图	折歩	道化	近								4								1				5
	断	横圏	步追	直橋 付	す近												1								1
行		そ	O.)	他				16			(33				5				1				55
	路	上	遊	戱	Ф				5				7												12
	路	上	作	業	Ф																				
ф	路	上	停	止	ф				1																1
	そ		の		他				10				10				1				2				23
	小				計				37			-	77				15			-	16			-	145
自	転	車	乗	用	ф				14			14	43			1	68			18	35			Ę	510
_ #	:- =	運	朝	_ 	ф												1			3	34				35
4	論車	同		€	ф				3				1				1				5				10
<u>_</u>	£h ==	運	朝	<u></u>	ф																3				3
┃	動車	同	勇	€	中		1	1	39			14	46				56		1	4	18		2	3	389
そ		C	D		他				1																1
合					計		1	1	94			36	67			2	41		1	29	91		2	1,0	093

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(3) 違反別発生状況

子ども(中学生以下)の傷者数についてみると、歩行中では、幼(園) 児および小学生の飛び出しが多く、幼(園) 児が13人(幼・園児の歩行中の傷者数の35.1%)、小学生が29人(小学生の歩行中の傷者数の37.7%)となっています。

自転車乗用中では、 小学生は交差点安全進行義務違反が多く30人(小学生の自転車乗用中の傷者数の21.0%)、中学生も交差点安全進行義務違反が41人(中学生の自転車乗用中の傷者数の 24.4%)と多くなっています。

高校生の二輪車事故についてみると、第1当事者となった事故では指定場所一時不停止等が多く 6人(高校生の二輪による事故の35.3%)となっています。

第4-2-3表 違反別死傷者数 [子ども(中学生以下)] (平成23年)

単位(人・%)

													単位()	人・%)
`		校種	幼児	・園児	ار∮	学生	中等	学生			計			
25	뒱反	1人1王	死	傷	死	傷	死	傷	死			傷		
E	E/X									前年	構成		前年	構成
			者	者	者	者	者	者	者	対比	率	者	対比	率
	信号無視					1						1	Δ2	0.8
	左側通行							4				4		3.1
	車道通行													
歩	横断歩道外板	 黄断				7		1				8	2	6.2
	斜め横断			1		1						2		1.6
	駐車車両の画	直前直後横断				2						2	Δ5	1.6
	走行車両の画	直前直後横断				8		2				10	△2	7.8
	幼児のひとり	り歩き		11								11	△6	8.5
行	路上遊戯			4		5						9	3	7.0
	飛び出し			13		29		4		△ 1		46	11	35.7
	その他					2		1				3		2.3
	不明													
	違反なし			7		21		3				31	2	24.0
中	第3当事者以	以下		1		1						2	△ 4	1.6
	計			37		77		15		Δ1		129	△ 1	100.0
	信号無視					1		1				2	△7	0.6
	右側通行							8				8	1	2.5
自	横断転回禁止	上違反				18		11				29	△7	8.9
	進路変更禁」	上違反						3				3	1	0.9
	追越し違反													
転	右折違反					9		3				12	2	3.7
	左折違反					2		5				7	2	2.2
	優先通行妨害			1		18		15				34	10	10.5
車		進行義務違反		5		30		41				76	7	23.4
	交差点徐行均			1		28		13				42	11	12.9
	指定場所一門					8		14				22	△ 11	6.8
乗	自転車の通行							1				1	△7	0.3
	安全運転	安全不確認		1		11		7				19	△9	5.8
	義務違反	その他		1		7		19				27	Δ8	8.3
用	その他					1		5				6	△ 4	1.8
	不明													
	違反なし					7		15				22	△ 7	6.8
中	第3当事者は	以下				1		4				5	△3	1.5
	同乗中			5		2		3				10	△2	3.1
	計			14		143		168				325	△ 31	100.0

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

第4-2-4表 違反別当事者数 [高校生] (平成23年)

単位(人・%)

_						<u>立(人・%)</u>
`		第	第二		前	+#
	区分		<u></u>	=1	年	構 成 率
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当	当	計	対	以
1	違反	当 事 者	当事者		年 対 比	平
\vdash	信号無視	8	13			
1					۸ ، ۱	
1	優先通行妨害等				Δ1	
匹	交差点安全進行義務違反				△ 1	
1	ハンドル・ブレーキ操作不適					
1	前方不注意	3		3	3	23.1
1	その他	6		6	2	46.2
輪	不明					
+110	違反なし		4	4	2	30.8
1	選及なり 計	0				
<u> </u>	_	9	4	13	5	100.0
1	信号無視	2		2	2	5.0
1	右側通行					
1	最高速度違反				△ 2	
	右左折違反	1		1		2.5
_	優先通行妨害等	1		1	△ 1	2.5
1	交差点安全進行義務違反	'	8	8	4	20.0
1					4	20.0
1	徐行場所違反	1	1	2		5.0
1	指定場所一時不停止等	6		6	5	15.0
1	安全 ハンドル・ブレーキ操作不適		1	1	△ 2	2.5
輪	運転 前方不注意	2		2	1	2.5 5.0
1	義務 安全不確認		3	3	2	7.5
1	違反 その他	3	3	6		15.0
1	その他	1	5	6	3	15.0
1		I	5	O	3	15.0
1	不明					
1	違反なし		2	2	1	5.0
	計	17	23	40	13	100.0
1	信号無視	4	1	5	△ 4	2.6
1	右側通行	1	4	5	△2	2.6
Ί́́́́́́́́́́́́́́́	右折違反		1	1	△ 1	0.5
_	優先通行妨害等	10		10	<u>∠</u> 7	5.3
1	交差点安全進行義務違反	6	53	59	<u>△ 1</u>	31.2
1						
l	徐行場所違反	1	9	10	△ 8	5.3
転	指定場所一時不停止等	16	3	19	3	10.1
	自転車の通行方法違反				△ 3	
	安全運転義務違反	5	33	38	Δ8	20.1
	その他	10	11	21	△ 4	11.1
車	不明				<u></u>	
—	違反なし		21	21	△ 13	11.1
	建 及なり 計	FO				
<u> </u>		53	136	189	△ 58	100.0
	横断步道外横断				△ 1	
	飛び出し				△ 1	
行	その他		10	10	7	71.4
者	不明					
	違反なし		4	4	△ 9	28.6
	計		14	14	△ 4	100.0
	U I		14	14	<u> </u>	100.0

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(4) 登下校(園) 中の発生状況(自動車乗車中を除く)

子ども(中学生以下)の傷者数は116人、また、高校生の傷者数は133人で、子ども(中学生以下)および高校生とも死者はありませんでした。

状態別でみると、小学生では傷者数26人のうち、23人(88.5%)が歩行中で、中学生では傷者数87人のうち83人(95.4%)、高校生では傷者数133人のうち126人(94.7%)がそれぞれ自転車乗用中となっています。

第4-2-5表 登下校(園)中の交通事故発生状況(平成23年)

単位(人)

	状	態別	步	ŕ	j	ф	自車	京 車	乗 /	用中	二 輔	章 車		用中
`			死	者	傷	者	死	者	傷	者	死	者	傷	者
校種			登 校	下校	登 校	下校	登校	下 校	登 校	下 校	登 校	下 校	登 校	下校
幼児	₹•	園児				3								
小	学	生			8	15				3				
中	学	生			2	2			48	35				
高	校	生			2	4			85	41			1	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

2. 水難・船舶事故

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

毎年、水難・船舶事故とも夏場を中心に発生しています。過去5年間の水難・船舶事故は 231 件発生し、このうち少年が関係する事故等が 46 件で全体の約 20 パーセントを占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難は遊泳中や水遊び中、船舶事故では衝突事故や漂 流事故です。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項	年 別	平成1	9年	平成2	20年	平成2	21年	平成2	2年	平成23	3年
目	事故種別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
_	発生件数(件)	12	37	12	34	14	34	17	32	7	32
事故	総数	49)	40	ĵ	48	3	49	9	39	
発	少年の関係件数(件)	3	5	4	4	7	4	8	8	0	3
生数	総数	8		8	3	11	1	16	6	3	
~	少年の占める割合	16.3	3%	17.	4%	22.9	9%	32.7	7%	7.79	6
	死者・不明者数(人)	8	1	7	5	7	4	5	1	5	2
死	総数	9		12	2	11	1	6		7	
者数	少年の死者数(人)	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
釵	総数	1		С)	1		1		0	
	少年の占める割合	11.1	1%	0.0)%	9.1	%	16.7	7%	0.09	6
	負傷者数(人)	0	19	1	14	0	13	3	20	0	19
負	総数	19)	15	5	13	3	23		19	
傷者	少年の負傷者数(人)	0	2	1	4	0	0	2	7	0	3
	総数	2		5	,	0)	9		3	
	少年の占める割合	10.5	5%	33.0	3%	0.0	%	39.1	1%	15.8	%
無	救助者数(人)	5	56	6	36	11	55	11	50	2	52
事	総数	61		42		66	_	61		54	
救助	少年の救助者数(人)	2	4	4	2	9	16	5	5	0	3
者	総数	6		6		25		10		3	
	少年の占める割合	9.8		14.		37.9		16.4	.,,	5.69	
לחלי	全被災者数(人)	13	76	14	55	18	72	19	71	7	73
被災	総数	89		69		90		90		80	
者	少年被災者数(人)	3	6	5	6	10	16	8	12	0	6
者合計	総数	9		1		26		20		6	
数	少年の被災率(%)	23.1%			10.9%	55.6%	22.2%	42.1%	16.9%	0.0%	8.2%
	全少年被災率(%)	10.1	1%	15.9	9%	28.9	9%	22.2	2%	7.59	6

(資料) 滋賀県警察本部地域課

(2) 平成23年中の水難・船舶事故の発生状況

平成23年中の水難・船舶事故は39件発生し、このうち少年が関係する水難はありません。

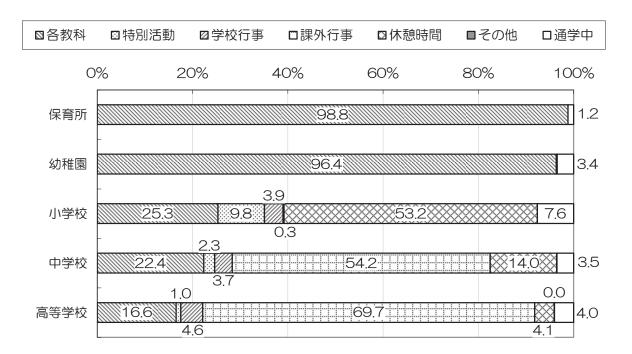
3. 学校管理下における災害

平成23年度の学校管理下における負傷の災害発生状況を校種別でみると、中学校の発生率が一番高く12.3%、次いで高等学校(全日制・定時制・通信制)の7.0%、小学校の6.3%、保育所の3.0%、幼稚園の2.6%の順になっています。

小学校では休憩時間の災害が最も多く、中学校・高等学校では課外行事中(主に部活動中)の災害が全体の半数以上を占めています。

第4-2-7表 平成23年度 災害共済加入者数と負傷の校種別・場合別災害発生状況

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	保育所	合計
加入者数(人)	86,117	43,038	40,679	19,449	22,833	212,116
負傷の災害発生件数(件)	5,448	5,289	2,849	497	684	14,767
災害発生率(%)	6.3	12.3	7.0	2.6	3.0	7.0



(資料)独立行政法人日本スポーツ振興センター

第3節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況

平成23年に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は2,652件で、前年に比べて230件減少しました。

包括罪種別では、窃盗犯が2,389件と前年に比べ148件減少しており、中でも乗り物盗は2,012件で164件減少しています。

また、その他の犯罪では、凶悪犯は11件で前年と比べて5件の増、粗暴犯は100件で24件の減、 風俗犯は38件で9件の減、その他の刑法犯は105件で59件の減となりました。

年齢別では、13~19歳の被害が2478件と被害少年総数の93.4%を占めています。

第4-3-1表 少年の刑法犯被害認知件数(平成22年、23年)

	_					3	平成22	年					3	平成23年				前年比
			\	被害少 年総数	0~5 (うち		6~1 (うれ	2歳 5女)	13~ (2	19歳 うち女)	被害少 年総数	0~5 (う:	議 ち女)	6~1 (う	2歳 ち女)	13~ (2	19歳 うち女)	(被害 少年)
刑法	犯認:	知件数		2,882	5	(2)	180	(66)	2,697	(955)	2,652	1	(1)	173	(69)	2,478	(873)	-230
₽	<u>(</u>	悪	犯	6			1	(1)	5	(5)	11			1		10	(10)	5
Ш	殺		人								1			1				1
Ш	強		盗	2					2	(2)	2					2	(2)	
Ш	放		火															
Ш	強		姦	4			1	(1)	3	(3)	8					8	(8)	4
判	1	暴	犯	124	3	(1)	9	(4)	112	(37)	100			8	(1)	92	(37)	-24
Ш	M E	器 準 備	集合															
Ш	暴		行	53	1		5	(2)	47	(21)	45			2		43	(25)	-8
Ш	傷		害	48	2	(1)	4	(2)	42	(11)	37			6	(1)	31	(6)	-11
Ш	脋		迫	2					2	(2)	6					6	(4)	4
Ш	恐		喝	21					21	(3)	12					12	(2)	-9
€	6	盗	犯	2,537			153	(49)	2,384	(822)	2,389			155	(61)	2,234	(761)	-148
Ш	侵	入	盗	10					10	(8)	14					14	(4)	4
Ш	乗	り物	加盗	2,176			128	(37)	2,048	(684)	2,012			120	(45)	1,892	(627)	-164
	非	侵力	、盗	351			25	(12)	326	(130)	363			35	(16)	328	(130)	12
矢		能	犯	4					4	(2)	9					9	(6)	5
且	l	俗	犯	47	2	(1)	10	(8)	35	(34)	38	1	(1)	5	(4)	32	(32)	-9
	うち	う強制わ	いせつ	47	2	(1)	10	(8)	35	(34)	38	1	(1)	5	(4)	32	(32)	-9
7	-	の	他	164			7	(4)	157	(55)	105			4	(3)	101	(27)	-59

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を書された少年の数(平成23年)

被害者	被害	者総数	学園達した	^{論に} Sい者	小点	学生	中等	生	高村	交生	大学	生等	有職	少年	無職	少年
違反法令		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)
総数	49	40					25	21	12	9			2	1	10	9
風営適正化法	15	7					5	1	6	3			2	1	2	2
風俗営業の 接待業務 飲食店営業		6					1	1	2	2			1	1	2	2
	4						4									
風俗営業の 酒類等提供	5	1							4	1			1			
児童福祉法	3	3													3	3
淫行させる行為	3	<u></u> ფ													3	3
児童買春・児童ポルノ法	11	11					9	9	2	2						
児 童 買 春	2	2					2	2								
単 純 製 造	(7					6	6	1	1						
不特定多数に対する 提供目的の公然陳列	1	1					1	1								
不特定多数に対する提 供	1	1							1	1						
労働基準法																
年少者に関する深夜業																
覚せい剤取締法																
譲渡																
使用																
出会い系サイト規制法																
児 童 に 対 す る 性 交 等 誘 引																
青少年健全育成条例	20	19					11	11	4	4					5	4
その他																

(資料) 滋賀県警察本部少年課

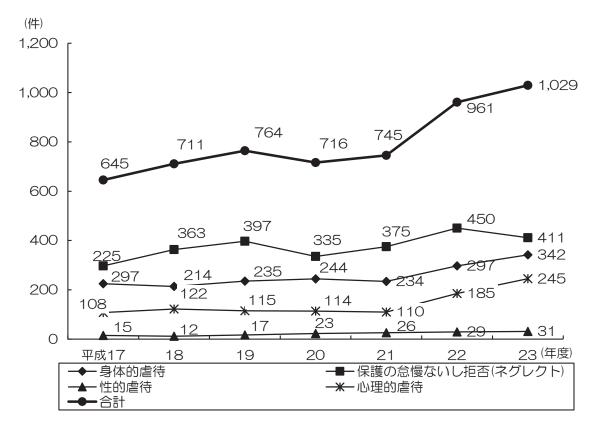
2. 児童虐待の状況

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

本県の児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成23年度は3,596件(18歳未満の子ども約70人に1人)で、死亡事例など深刻な虐待事例も発生しています。さらに、児童福祉法等の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定されるなど、社会的養護を必要とする子どもが支援を受けられる相談体制や社会資源の充実がより一層求められています。

このような中、平成22年3月に滋賀県児童虐待防止計画を全面改定し、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の相談件数》市町3,580件 + 子ども家庭相談センター1,029件 -1,013件(連携分) = 3,596件



第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数の推移

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第4-3-4表 児童虐待に関する検挙状況(平成22年、23年)

区分	平成22年	平成23年	増減
身体的虐待	3	3	
殺人			
殺人未遂			
傷害	2	3	1
傷害致死	1		-1
暴行			
怠慢又は拒否			
保護者遺棄			
保護者遺棄致死			
性的虐待	4		-4
強姦	1		-1
強制わいせつ	3		-3
児童福祉法違反			
青少年育成条例			
心理的虐待			
<u> </u>	7	3	-4

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 子ども110番の家設置状況

「子ども 110 番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども 110番の家(店・車)」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども 110番の家(店・車)設置状況(平成 24年3月末現在)

- ◎「子ども 110 番の家」として把握している一般住宅、店舗等・・・・・・・17,555 戸
- ◎「子ども 110番の店(車)」として把握をしている四輪車、二輪車等・・・ 2,756台